

傷害総合保険

安心BOX

ほけん箱



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保
NKSJグループ

2013年10月改定

安心してゴルフプレーが楽しめる充実補償の 傷害総合保険 積立ゴルファープラン



ECO 1
FIRST

環境大臣認定
エコ・ファースト企業



ケガや賠償責任の補償が充実 傷害総合保険「安心BOX積立」

安心BOX

積立ゴルファープラン

5つの魅力



1 充実した補償で安心！

ゴルファーをとりまくさまざまな事故を補償します。

- ゴルフのプレー中、練習中はもちろん、家庭、職場、旅行中など日常生活におけるケガ
- ゴルフのプレー中、練習中や日常生活の中で生じた賠償責任
- ホールインワンまたはアルバトロスの達成による費用の支出
- ゴルフ場・ゴルフ練習場でのゴルフ用品や自宅外で携行されている身の回り品の盗難・破損

2 満期返れい金のお楽しみ！

満期時には、満期返れい金をお支払いします。ゴルフクラブの買替え、マイカーの買替え、海外旅行などいろいろな夢を実現します。

※積立部分の保険料を日本興亜損保が運用した結果、予定利回りを超えた場合には、満期返れい金にプラスして契約者配当金をお支払いします。(積立部分の保険料の運用利回りが予定利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いできません。)

3 長期にわたって安心！

3年～10年の長期契約ですから、1年ごとに継続の手続きをする必要はなく、その間継続もれの心配もありません。

4 いざというとき、とても便利なキャッシングサービス！

ゴルフや旅行など急に資金が必要になったとき、ご契約はそのまま、キャッシングサービス(契約者貸付制度)が簡単な手続きで受けられます。

※ただし、ご契約期間の初日から2か月未満(一時払は1か月未満)の場合、満期日まで4か月未満の場合、または質権が設定されている場合などご利用いただけない場合があります。また、貸付金額は5万円以上で契約者貸付請求書に記載の範囲内の額とさせていただきます。

5 ご契約いただいた方への頼れるサービス！

「積立ゴルファープラン」のご契約者とそのご家族なら、どなたでも次の無料電話相談サービス「日本興亜ふれあいサークル」をご利用いただけます。

■介護関連相談サービス

介護相談、介護サービスのお取次ぎを行います。

■健康・医療相談サービス

健康、医療、メンタルヘルスの相談や医療機関情報などの提供を行います。

■年金・税務・法律相談サービス

年金、税務、法律に関するご相談に専門家がお応えします。
※正式に委託される場合の費用はお客様のご負担となります。

■水まわり・鍵開け緊急サービス

日常生活の中で起こる水まわり、鍵開けなどのトラブルに、専門業者を手配し対応します。 ※作業費用・出張費用などの実費はお客様のご負担となります。

※上記のサービスは、2013年5月現在のもので、一部のサービスについては、地域によってご利用いただけない場合やサービス内容が予告なく変更される場合、またはご利用を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※上記サービスのうち「介護関連相談サービス」「健康・医療相談サービス」は損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社に、「年金・税務・法律相談サービス」「水まわり・鍵開け緊急サービス」は株式会社プライムアシスタンスにサービスの運営実施を委託しています。

※詳しくは「日本興亜ふれあいサークルチラシ」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

したゴルファーのための 「ゴルファープラン」



こんなときに保険金をお支払いします。

ケガにしっかり備えて安心

ケガの補償

ゴルフのプレー中、練習中はもちろん、日本国内・国外を問わず、偶然な事故にあいケガをされた場合に保険金をお支払いします。



- 交通事故により後遺障害が生じた。
- スポーツや旅行中にケガをし、入院した。
- 火災や爆発によるケガで入院し、手術した。
- 勤め先や家庭内でケガをし、通院した。

賠償責任もこれで安心

賠償責任の補償

(日常生活賠償責任補償特約)

ゴルフのプレー中、練習中に誤って他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり、他人の物をこわしたりした場合の賠償事故など、日本国内・国外を問わず、日常生活のさまざまな賠償事故により、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。



賠償事故の示談交渉サービス

さらに
安心

日常生活賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故のうち、日本国内において発生した事故について損害賠償請求を受けた際には、日本興亜損保が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要となります。

※併読

傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、この特約と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

うれしいハプニングの対策も充実

ホールインワン・アルバトロス費用の補償

(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約)

日本国内のゴルフ場でホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合に負担される費用に対して、保険金をお支払いします。

※補償内容や保険金請求時に必要な書類など、詳しくは裏面の「お支払いする保険金」および「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。



ご注意ください!

- 公式競技以外でキャディを帯同していない場合の保険金のお支払いは、同伴競技者の目撃証明に加え、同伴競技者以外の第三者の目撃証明があるときまたはホールインワンもしくはアルバトロスの達成を客観的に証明できる映像をご提出いただけたときに限られますのでご注意ください。
- 他にホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険契約などをご契約いただいても、お支払いする保険金の合計額は、それらのご契約のうち最も高いご契約金額が限度となります。(例)日本興亜損保(ご契約金額30万円)、A社(同20万円)の2件でご契約の場合、お支払いできる保険金は2社合計で30万円が限度となります。

携行品の補償

(携行品損害補償特約)

ゴルフ用品はもちろん、日本国内・国外を問わず、自宅外で携行されている身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



大切なゴルフ用品の事故もしっかりサポート

ゴルフ用品の補償

(ゴルフ用品補償内容拡大特約)

日本国内・国外を問わず、ゴルフ場敷地内*1で、ゴルフクラブやバッグなどのゴルフ用品を盗まれた場合や、ゴルフクラブが破損した場合は、自己負担額や1個、1組あたりの損害額の上限を適用*2せずに保険金をお支払いします。

*1 ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴収するものをいいます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

*2 詳しくは裏面「お支払いする保険金」の携行品損害保険金をご覧ください。

おすすめのご契約タイプ

この保険は、被保険者ご本人*が満70歳以上の場合は、新規にご契約いただけません。

* 保険の補償を受けられる方で、契約申込書の被保険者ご本人欄に記載される方をいいます。

【ご契約例】 RGIタイプ

ご契約期間(保険期間)5年・職種区分A職の場合

(一般傷害24時間補償タイプ)

お払込
保険料

一時払
1,090,760円
月払
18,900円

5年間の
充実補償

ご契約金額(保険金額)

- 死亡・後遺障害*1 **500万円**
- 入院保険金日額*2 **5,000円**
- 通院保険金日額 **2,500円**
- ホールインワン・アルバイトロス費用 **30万円**
- 日常生活賠償責任 **1億円**
- 携行品損害*3
(ゴルフ用品補償内容拡大特約あり) .. **30万円**

5年後の
お楽しみ

満期返れい金
100万円

(一般傷害24時間補償タイプ/職種区分A職*4)

個人タイプ

ご契約タイプ		RGG	RGI	RGK	RGL	
満期返れい金		200万円	100万円	50万円	30万円	
ご契約金額	ケガの補償					
	死亡・後遺障害*1	1,000万円	500万円	250万円	150万円	
	入院保険金日額*2	10,000円	5,000円	2,500円	1,500円	
	通院保険金日額	5,000円	2,500円	1,250円	750円	
	ホールインワン・アルバイトロス費用	30万円	30万円	30万円	30万円	
	日常生活賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	
保険料	ご契約期間 3年	一時払	2,100,310円	1,059,400円	538,930円	330,760円
		年払	708,350円	357,790円	182,520円	112,400円
		月払	59,390円	30,020円	15,340円	9,470円
		一時払	2,151,960円	1,090,760円	560,160円	347,920円
		年払	441,310円	224,230円	115,690円	72,280円
		月払	37,150円	18,900円	9,770円	6,130円
	ご契約期間 5年	一時払	2,146,550円	1,098,030円	573,770円	364,060円
		年払	235,310円	121,230円	64,190円	41,380円
		月払	20,550円	10,600円	5,620円	3,640円
		一時払	2,146,550円	1,098,030円	573,770円	364,060円
		年払	235,310円	121,230円	64,190円	41,380円
		月払	20,550円	10,600円	5,620円	3,640円

*1 次の①または②のいずれかに該当する場合、上記のご契約タイプと異なる内容でのご契約を希望されるときは、死亡・後遺障害保険金額については、1,000万円をお引受けの限度とさせていただきます。また、ケガによる死亡の補償を受けられる他の保険契約などがあるときは、合計で1,000万円をお引受けの限度とさせていただきます。

①被保険者をご契約期間の初日において満15歳未満の場合

②ご契約者と被保険者が異なる場合において、この保険契約の被保険者となられることについて被保険者の同意がないとき。

*2 すべてのご契約タイプで「手術保険金」がお支払いの対象となります。所定の手術について、入院中に受けられた手術の場合は入院保険金日額を10倍した額を、外来で受けられた手術の場合は入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。また、1事故につき1回の手術に限ります。

*3 1事故につき3,000円を自己負担していただけます。

*4 保険料は被保険者ご本人の職種によって異なります。

上記は職種区分A職の方 [事務職、営業職、販売職、管理職(現場作業に従事しない方)、弁護士、医師、教員、主婦、学生、無職の方など] の保険料です。その他の職種の方は、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

補償タイプと特約

補償タイプ	補償内容	一般傷害24時間補償タイプ
	被保険者	個人タイプ
セットされる特約	積立型基本特約 日常生活賠償責任補償特約 携行品損害補償特約 ゴルフ用品補償内容拡大特約 ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約*	

* ゴルフの競技・指導を行う職業に就かれている方は「ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約」をセットすることはできません。

被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲

補償項目	被保険者
ケガの補償	被保険者ご本人(①)
賠償責任の補償	ご家族全員(①~④)
不測の出費の補償(ホールインワン・アルバイトロス費用の補償)	被保険者ご本人(①)
身の回り品の補償(携行品、ゴルフ用品の補償)	*

①: 被保険者ご本人(契約申込書の被保険者ご本人欄に記載される方)

②: 被保険者ご本人の配偶者

③: その他のご親族(被保険者ご本人または配偶者と生計を共にする ①同居のご親族 ②同居の未婚のお子様(婚姻歴のない方))

④: ②と③のいずれにも該当しない被保険者ご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。

ただし、被保険者ご本人が未成年の場合であって、被保険者ご本人に関する事故に限ります。
* 被保険者ご本人および被保険者ご本人と生計を共にするご親族(配偶者も含まれます。)の所有する物で、被保険者ご本人が携行されている身の回り品が保険の対象となります。ただし、ゴルフ用品補償内容拡大特約の対象となるのは、ご本人所有のゴルフ用品となります。

お支払いする保険金

保険金の種類	お支払いする保険金の内容					
ケガの補償	① 死亡保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	左記保険金は重複してお支払いしますが、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。			
	② 後遺障害保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%*をお支払いします。 *既に後遺障害のある方がケガをされ、同一部位の後遺障害の程度が重くなった場合には、重くなった後遺障害に該当する割合から既にあった後遺障害に該当する割合を差し引いたものを適用します。				
	③ 入院保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、180日を限度として、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。				
	④ 手術保険金	偶然な事故によってケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、所定の手術*を受けられた場合、次の算式により算出した額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。 【お支払いする手術保険金の額】 ①入院中に受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) ②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) * お支払いの対象となる手術につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。				
	⑤ 通院保険金	偶然な事故によってケガをされ通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けられた場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度として、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。 また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷などのケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨など)を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 【ご注意】 次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象となりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院 【ご注意】 通院保険金をお支払いする通院期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。 【ご注意】 入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。				
※1 上記①から⑤までの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。 ※2 上記①死亡保険金は死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人)に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。 ※3 上記①から⑤までの保険金をお支払いする場合において、ケガをされた時に既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。 (例)骨粗しょう症の影響によりケガの程度が重大となったとき など						
●熱中症の補償について 事故発生時において満23歳未満の被保険者については、日射または熱射によって身体に障害が生じた場合にも上記①から⑤までの保険金をお支払いします。						
賠償責任の補償	日常生活賠償責任保険金	ゴルフプレー中、練習中または日常生活上の偶然な事故や自宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき日常生活賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。(賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。)				
	<賠償事故の示談交渉について>日常生活賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故のうち、日本国内において発生した事故について損害賠償請求を受けた際には、日本興亜損保が示談交渉(被害者との折衝、示談、調停、または訴訟のお手続き)を引き受け、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。(被保険者および被害者の方の同意が必要となります。また、賠償責任額が明らかに日常生活賠償責任保険金額を超える場合は対応できません。)					
不測の出費の補償	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	日本国内のゴルフ場で、ゴルフ競技*1中に被保険者が次のいずれかに該当するホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額を限度として、慣習として負担される次の費用の合計額をお支払いします。 <対象となるホールインワン・アルバトロス> ①同伴競技者および同伴競技者以外の第三者*2の両方が目撃*3したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技*4の場合はいずれかの方が目撃したものとします。) ②映像によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス *1「ゴルフ競技」とは、他の競技者1名以上と同伴し(公式競技*4の場合は、他の競技者の同伴を要しません。)、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。 *2「同伴競技者以外の第三者」とは、例えば次のような方をいいます。 帯同キャディ、ゴルフ場使用者、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りされる造園業者、工業者、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレーヤー など *3「目撃」とは、被保険者が打ったボール(ホールインワンの場合は第1打、アルバトロスの場合は基準打数より3つ少ない打数で打った最終打)がホールに入ることをその場で確認することをいいます。 *4「公式競技」とは、ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援するゴルフ競技をいいます。 ※ ゴルフの競技または指導を行う職業に就かれている方はこの特約をセットすることができません。 <対象となる費用> ①贈呈用記念品購入費用 ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④帯同キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技の発展に資する費用(ご契約金額の10%が限度)				
	<ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払いに必要な書類について> ○ホールインワン・アルバトロス費用保険金を請求される場合には必ず次の書類が必要となります。 ①次の方すべてが署名または記名捺印した日本興亜損保所定のホールインワンまたはアルバトロス達成の証明書					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公式競技以外の場合</th> <th>公式競技の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> a. ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者 b. ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者以外の第三者 c. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記b.の方の署名または記名捺印は不要です。 </td> <td> d. 左記a.またはb.のいずれかの方 e. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記d.の方の署名または記名捺印は不要です。 </td> </tr> </tbody> </table>		公式競技以外の場合	公式競技の場合	a. ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者 b. ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者以外の第三者 c. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記b.の方の署名または記名捺印は不要です。	d. 左記a.またはb.のいずれかの方 e. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記d.の方の署名または記名捺印は不要です。
公式競技以外の場合	公式競技の場合					
a. ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者 b. ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者以外の第三者 c. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記b.の方の署名または記名捺印は不要です。	d. 左記a.またはb.のいずれかの方 e. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記d.の方の署名または記名捺印は不要です。					
携行品損害保険金	偶然な事故によって自宅外で携行されていた被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合、その新規購入費用に基づき算出した額を損害保険金としてお支払いします。ただし、保険年度ごとに、携行品損害保険金額を限度とします。 【ご注意①】 「新規購入費用」とは、同一の質、用途、規模、型、能力のものを新規購入するのに要する額(修理可能な場合は新規購入費用と修理代金のいずれか低い額)をいいます。ただし、貴金属・宝石・美術品などについては、時価(損害が生じた地および時におけるその価額)によって損害額を算出します。 【ご注意②】 1事故につき3,000円を自己負担していただきます。 【ご注意③】 損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円を超える場合は10万円とみなします。また、通貨・乗車券などについては、損害額の合計額が5万円を超える場合は合計で5万円とみなします。 【ご注意④】 次の物は保険の対象となりません。 船舶・自動車・自転車およびこれらの付属品、携帯電話、ノート型パソコン・電子手帳およびこれらの付属品、義歯、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、有価証券(通貨、小切手、乗車券は保険の対象となります。)、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書 など					
	<ゴルフ用品補償内容拡大特約> ゴルフ場敷地内で、ゴルフ用品の盗難*やゴルフクラブの破損・曲損により損害が生じた場合には上記 【ご注意②】 、 【ご注意③】 は適用せずにご契約金額の範囲内でその新規購入費用に基づき算出した損害額をお支払いします。 * ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に発生した場合に限ります。					

保険金をお支払いできない主な場合

(1)ケガの補償

- 故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間のケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- 地震、噴火、津波によるケガ
- 戦争、外国の武力行使、暴動などによるケガ
- 核燃料物質の有害な特性によるケガ
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 危険なスポーツ(ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のケガ
- 自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間のケガ
- 事故発生時において満23歳以上の被保険者の日射、熱射による身体の障害 など

(2)賠償責任の補償

- 故意による事故
- 職務遂行に直接起因する事故
- 自動車(ただし、原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内でのゴルフカートによる事故はお支払いします。)、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器による事故
- 同居のご親族に対する損害賠償責任
- 地震、噴火、津波による事故
- 戦争、外国の武力行使、暴動などによる事故
- 核燃料物質の有害な特性による事故
- 他人から預かったり借りたりしている物の損壊についての損害賠償責任 など

(3)不測の出費の補償

- ゴルフ場の経営者または従業員が、自ら経営または勤務するゴルフ場において達成されたホールインワンまたはアルバトロスによる費用
- 海外でのホールインワンまたはアルバトロスによる費用
- 下記の贈呈用記念品購入費用
貨幣・紙幣、有価証券、商品券などの物品切手、プリペイドカード(ただし、ホールインワンまたはアルバトロスを記念して特に作成されたプリペイドカードの費用はお支払いします。)

(4)携行品の補償

- 故意または重大な過失による損害
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- 無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間の損害
- 地震、噴火、津波による損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動などによる損害
- 核燃料物質の有害な特性による損害
- 携行品の欠陥、自然の消耗・劣化、ねずみ食い、虫食い、すり傷、掻き傷、塗料のはがれなど
- 偶然・外来な事故を直接の原因としない電気的事故または機械的事故(これらによって発生した火災または破裂・爆発による損害は保険金をお支払いします。)
- 置忘れまたは紛失
- 詐欺または横領 など

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください
万が一事故が発生した場合は、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

・取扱代理店(ご連絡先の電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。)
・事故受付センター **0120-250-119** (受付時間:24時間×365日)

- 必ず事前にご相談ください
賠償事故にかかわる示談交渉は必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ日本興亜損保と相談されずに示談交渉や賠償金を支払われた場合には、その全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 日常生活賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故のうち、日本国内において発生した事故について損害賠償請求を受けた際には、お客様に代わって日本興亜損保が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
- 保険金請求手続きについて
事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。
- 保険金請求権につきましては時効(3年)がありますのでご注意ください。

その他のご注意事項

〈代理店の役割について〉

取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

〈ご契約にあたっての注意事項〉

- ご契約者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、このパンフレットに記載された内容を必ず被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。
- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。保険証券は満期返れい金をお支払いする際にご提出いただく必要がありますので、大切に保管してください。
- ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込時にお渡しする重要事項説明書に記載されている「クーリングオフ説明書」をご覧ください。
- ご契約期間の途中で解約されますと、解約返れい金は多くの場合、お払い込みいただいた保険料より少ない金額になります。
- 保険料の払込方法が年払・半年払・月払のご契約において、保険料のお払込みがない場合は、あらかじめ反対のお申し出がないかぎり、所定の範囲内でお立て替え(振替貸付)します。この場合、お立替金額に対して利息(年6%)をいただきます。
- 死亡保険金をお支払いした場合または同一保険年度内に発生した事故により後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合には、ご契約はその保険金支払いの原因となったケガをされた時点で終了し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできません。
- 月払または団体扱・集団扱月払契約の場合、満期日近くの保険料のお払込みは満期返れい金お支払手続きの関係上、満期返れい金からの差引きによるお払込みに加えさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 法人のご契約者が借入金により積立型保険をご契約いただく場合には、税務上、借入金と保険料がひも付きの見合い関係にあるとされ、借入りに伴う支払利息と運用資産から生じる利益の計上時期について税務上対応を要することがありますので、ご注意ください。

〈保険金の代理請求人制度について〉

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいらっしゃらないときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

税法上の取扱い(個人契約の場合)

2013年5月現在

- 満期返れい金および契約者配当金は、次の算式により計算された額が、一時所得として他の所得と合算のうえ課税されます。
一時所得金額=(満期返れい金+契約者配当金-払込保険料総額-特別控除額*)× $\frac{1}{2}$
* 1年間通算の一時所得全体に対して50万円です。
※1 上記の「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更になる場合がありますのでご注意ください。
※2 法人契約または個人事業主契約の取扱いにつきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

- ◆「安心BOX」は、傷害総合保険のペットネームです。
- ◆このパンフレットは、傷害総合保険の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ◆ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ◆ご契約手続きその他この保険の詳細については、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
お客様サポート室 0120-919-498
受付時間: 平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00
(12/31~1/3を除きます。)
ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

- お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで